

今月の税金

国民健康保険税 第一期

休日当番医

- 4月7日 北条耳鼻咽喉科医院 白根市四ノ丁 (025)372-2240
- 14日 和田耳鼻咽喉科医院 白根市魚町1 (025)372-3806
- 21日 石崎医院 白根市中央町3 (025)372-3820
- 28日 田村医院 白根市西笠巻1 (025)373-5307
- 29日 小須戸クリニック 小須戸町文京町 38-5211
- 5月3日 渡辺(備)医院 白根市上茨 (025)375-2124
- 4日 田中眼科医院 白根市水道町 (025)373-3962
- 5日 石崎医院 白根市中央町3 (025)372-3820
- 6日 森平医院 小須戸町若葉町 38-2665

保健だより

日 時	会 場	種 別	対 象
4月5日(金) PM 1:30~2:00	健 健 センター	ポリオ (小児まひ)	H 1年10月6日~ H 3年1月5日生
4月26日(金) PM 1:30~2:00	"	3・4ヶ月児健診	H 2年12月 ~ H 3年1月生
4月30日(火) PM 1:30~2:00	"	機能訓練事業 (リハビリ教室)	脳卒中等により身体の ご不自由な方、通所可能の方

毎月10日は  
交通安全家庭の日

<今月の標語>  
あぶないよ  
よそ見 とび出し  
ふざけっこ

税金コーナー

家屋の固定資産税の額がさがらないのは

家屋の評価は、評価の対象となった家屋と全く同一のもを評価の時点においてその場所に新築することとした場合に必要とされる建築費(これを「再建築価格」といいます)に家屋の建築後の経過によって生ずる損耗の状況による減価率(これを「経年減点補正率」といいます)を乗じて評価額を求めるとされ、したがって、評価替えの年度から次の評価替えの年度までの間に、評価替えによる評価額が評

での間の再建築価格の基礎となる建築費の上昇率が経年減点補正率という減価率を上回る場合は評価額が上がることになり、反対に、建築費の上昇率が経年減点補正率を下まわる場合は評価額が下がることになります。つまり、家屋は、建築費の上昇が激しい場合には、見かけは古くなってもその価値(価格)が減少せず、かえって上昇することがあるわけなのです。



価替え前の評価額を上回る場合には、現実の税負担を考慮して原則として評価替え前の評価額に据え置くこととされています。このようことから、古い家屋の固定資産税は必ずしも年々下がるということにはならないわけです。

固定資産税が急に高くなった?  
新築の住宅に対しては三年間の固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から三年度分にかきり、税額が二分の一に減額されます。

例えば昭和六十一年中に住宅を新築した場合、昭和六十二・六十三年度分及び平成元年度分については税額が二分の一に減額されていたわけです。詳しい内容等についてはお問い合わせは、役場税務課資産税係へどうぞ。

- 二月十五日(三月十四日届出分)
- 星 イト 88才 中央町二
  - 坂井 東三郎 79才 矢代田一
  - 古寺 ヨイ 83才 大川前一
  - 木伏 雷太郎 79才 矢代田一
  - 砂井 松一郎 69才 新町二
  - 富樫 重三郎 85才 大川前五

くまの未来を祈ります

- (目黒) 武田 裕子 矢代田三
- (坂井) 田井 栄理子 矢代田八
- (小松) 佐藤 美智子 諏訪町一
- (高橋) 佐藤 治男 小 向
- (武田) 武田 力弥 矢代田八
- (大野) 大野 律子 矢代田十
- (岩崎) 岩崎 明 矢代田十
- (金子) 金子 圭子 矢代田十
- (田沢) 田沢 典弘 矢代田十

くまの未来を祈ります

- (鈴木) 鈴木 沙織 儀一 水 田
- (田中) 田中 佑典 勝栄 大川前五
- (関本) 関本 彩佳 豊 蔵町三
- (神田) 神田 理恵 正志 諏訪町二
- (上田) 上田 健太 敏夫 文京町1-3
- (吉井) 吉井 考弘 久好 新保三

けんきなよい子に